

研究ノート：「子ども食堂」の機能について—学生による愛知・岐阜の事例調査より— Functions of the Children's Cafeteria: A Joint Research with University Students

坂本一也、 遠藤夢奈、 鳥村悠登、 西角綾夏
SAKAMOTO Kazuya, ENDO Yumena, TORIMURA Yuto, NISHIKADO Ayaka

はじめに

昨年(2018年)度に担当した演習(法律学研究)において、共通テーマを「子どもの貧困」とし、新書など手に取りやすいいくつかの書籍¹を紹介した。そもそもこのテーマは、中学校の社会科[文部科学省『中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 社会編』(2017)参照]において「国民の生活と政府の役割」で社会保障の充実を、「人間の尊厳と日本国憲法の基本的原則」で基本的人権の一つとして社会権(生存権)が取り上げられており、また、2014年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(子どもの貧困対策法)が施行されたことから、この分野に関わる法制度を「子ども」に関わる観点から概観できることを期待してのものであった。

学生との討議から、このテーマに関連して演習で取り上げた内容は、貧困家庭にある子どもの教育・学力問題、奨学金制度の課題、給食費未納問題などとともに、近年、報道等で目にするようになってきた「子ども食堂」であった。それぞれについてグループを形成して検討してもらう中で、子ども食堂の問題を担当した学生グループ(遠藤・鳥村・西角)が愛知県と岐阜県で展開している子ども食堂へのアンケートとその分析を行った。子ども食堂については2017年に農林水産省が全国的な調査を実施しており²、ある意味では屋上屋を重ねるものであったが、この地域の特性による相違について考えるという点では有用なものであったといえよう。

本研究ノートはこの学生によるアンケートとその分析を紹介しつつ、子ども食堂が持つ機能について若干の考察を行うものである。そこで、まず、子ども食堂の現状と実態について概観をし、愛知県・岐阜県の子どもの食堂に関する学生のアンケートとその分析を紹介する。これらを踏まえて、子ども食堂が持つ、あるいは、それに期待される機能について考えることにする。最後に、子どもの権利という視点から若干の考察を行うことにする。

1. 全国の子どもの食堂の現状

(1) 社会問題となった子どもの貧困

研究者による指摘は既にあったものの³、日本の子どもの貧困が特に注目されるようになったのは、厚生労働省が2009年10月に「相対的貧困率の公表について」を発表したことによる。この発表は当時の長妻昭厚生労働大臣の指示を受けたもので、政府による貧困の調査結果としては1965年以来のものであった。なお、この調査で用いられた相対的貧困率⁴とは経済協力開発機構(OECD)が定める基準である。2006年の所得データに基づいて算出された貧困率は、国民全体で15.7%、18歳未満の子どもの14.2%に及び、実に、6人に1人の子どもが貧困状態にあることが明らかになった。その後も3年毎に結果が公表され、2012年には16.3%と増加し、2015年には13.9%へと12年ぶりに減少している(2000年以降のデータについては表1を参照)。この減少自体は評価できるとしても、依然として貧困率は高い数値(7人に1人)であることには変わりなく、また、必ずしも低所得者層の所得改善による結果とは評価できないとの指摘もある[中嶋(2018): 206-214]。

表1：相対的貧困率と子どもの貧困率の推移

| | 2000 | 2003 | 2006 | 2009 | 2012 | 2015 |
|------------|------|------|------|------|------|------|
| 相対的貧困率(%) | 15.3 | 14.9 | 15.7 | 16.0 | 16.1 | 15.7 |
| 子どもの貧困率(%) | 14.4 | 13.7 | 14.2 | 15.7 | 16.3 | 13.9 |
| 中央値(万円) | 274 | 260 | 254 | 250 | 244 | 244 |
| 貧困線(万円) | 137 | 130 | 127 | 125 | 122 | 122 |

厚生労働省「平成28年度国民生活基礎調査」より作成。

ところで、一般に「貧困」という概念でイメージされるのは発展途上国で飢餓状態にある子どもなどであり、人々が生きていくために最低限必要な食糧や医療などが欠けている状態である。これは「絶対的貧困」と呼ばれる概念であり、上記の調査で言及された「相対的貧困」とは異なるものである。日本に絶対的貧困の状態にある子どもた

ちがないわけではないが、7人に1人もいるとは思われない。これに対し、相対的な貧困状態にある子どもたちは、一見して分かるわけではなく、その成長の過程において必要な資源（食料・医療・学習資源・住居など）が与えられない「貧困の不利」【阿部(2008): 2-17、阿部(2014): 14-25】な状況におかれている子どもたちなのである。子どもたちの貧困の不利を放置しておく、世代を超えた貧困の連鎖を生み、それが社会的損失をもたらすことになる【日本財団(2016): 42-85】。こうした悪循環を断ち切るためにも、貧困状況にある子どもに対する施策が必要なのである。ただし、相対的貧困という指標がこうした問題を考えるに当たって有用なものであるとしても、これ自体は所得に応じた機械的な指標に過ぎず、個々の家庭環境で、ある子どもが貧困であるか否かを実際に判断できるものではないことには留意すべきである【阿部(2008): 45-46、湯浅(2017): 33-34】。

(2)子どもの貧困に対する国の施策

子どもの貧困の問題が顕在化し、社会的に認知されたことから、政府は2013年6月に子どもの貧困対策法を制定した。この法律は「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進する」ことを目的とする(1条)。その上で、基本理念として「子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならない」(2条1項)と定め、教育・生活・就労・経済の4つを軸とした支援(具体的内容は同法10-13条)を行うとする。こうした目的・基本理念を実現するために、同法8条に基づいて、2014年8月に子どもの貧困対策の目標・施策内容等を具体的に提示する「子供の貧困対策に関する大綱—全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実

現を目指して—」を閣議決定した。この大綱で上記の4つの支援(教育の支援・生活の支援・保護者に対する就労の支援・経済的支援)を重点施策として、多様な支援策が列挙された。さらに、2015年10月には「子供の未来応援基金」を設立し、教育・生活支援に対する助成を開始した。

この法律はその名称に「貧困」という用語が記載された初めての法律であり、子どもの貧困に対して包括的な対策計画を策定する国及び地方公共団体の努力義務(同法9条)を定めた点では評価できるものである。しかし、短期間の審議で制定されたこともあり、子どもの貧困対策についての基本認識の曖昧さや大綱についての市民の合意形成の不十分さ【湯澤(2015): 69-72】、具体的な数値目標の大綱への未記載【日本財団(2016): 186】などその実効性に課題が残るとの批判もある。

こうした公的な取組みに先んじて、貧困状態にある子どもたちに対する市民・民間レベルでの活動は行われてきており、無料の学習支援スペースや「食」の提供を通じて支援を行う子ども食堂などがそうした例として挙げられる。

(3)子ども食堂という取組みについて

子ども食堂について明確な定義はないとされるが、例えば、農林水産省は食育という観点から、「近年、地域住民等による民間発の取組として無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する」、「家庭における共食が難しい子供たちに対し、共食の機会を提供する取組」として子ども食堂を紹介している。また、子ども食堂という呼び名を初めて使った⁵歯科衛生士の近藤博子さん(東京都大田区の「気まぐれ八百屋だんだん子ども食堂」店主)によると、子ども食堂とは「子どもが一人でも安心して来られる無料または低額の食堂」とされる。この「だんだん」は、地域のニーズに応じて無料の学習支援(寺子屋事業)を行っていたところに、知り合いの小学校の副校長から「うちの学校に『給食以外はバナナ一本』という子どもがいる」と聞いたことから始まったものではあり、結果、地域の中に子どもが一人でいける場所を作ろうとしたことを目的としたものであった【湯浅(2017): 71-73、湯浅(2019): 15】。これらの定義からも分かるように、子ども食堂とは「無料または低額(安価)な「食堂」

であって、必ずしも貧困家庭の子どもを対象とするものでも、また、子どもだけを対象とするものでもなく、子どもの孤食を防ぎ、「団らん」を提供する場であるということになる[湯浅(2017): 70]。

さて、子ども食堂の取組みは2012年に近藤さんにより始められたが、その後、2016年には全国で300か所以上になったとされる⁶。子ども食堂はその名称も自由であり、行政やその他の機関への届出は不要で個人が自由に開設・運営できることから、実数を把握することは難しいが、NPO法人全国子ども食堂支援センター・むすびえの調査によれば、少なくとも2018年には2286か所、2019年には3718か所を数え、この1年での増加率は80.3%であったとされる。また、小学校区単位での子ども食堂の割合(充足率)は17.3%であり、6小学校区に1か所子ども食堂があるということになる。因みに、愛知県では66か所から140か所、岐阜県では22か所から50か所とそれぞれ2倍以上増加したとされるが、充足率は14.3%、13.5%と全国平均を下回っているとされる⁷。

(4) 全国の子供食堂の実態

では、全国の子供食堂の実態はどういったものであろうか。農林水産省が中心となって行っている「子供食堂と連携した地域における食育の推進」事業の一環として、2017年に実施された上述の「子供食堂向けアンケート調査」結果からみることにする⁸。なお、この調査は「子供食堂の現状や課題、支援ニーズといった情報を把握し、子供食堂と連携した地域における食育を推進する」ことを目的に、子供食堂の運営者に対してインターネット調査の方法で実施されたものである。回答数は274件であり、全国の子供食堂の1割以上が回答していることもあり、子供食堂の実態を捉えた初の全国規模の調査として大きな価値があるといえよう。

子供食堂の運営は、全体の80.7%(221団体)が自治体や社会福祉協議会の直営や委託ではない「独立した法人等による運営」であり、そのうち任意団体が42.5%と最も多く、また、一個人による運営も約15.0%であった(図1-1)。このように、私的な団体・個人が子供食堂を運営しているのである。その開催頻度は「月1回程度」が48.5%と最も多く、次いで「2週間に1回程度」

が24.5%となっており、「ほぼ毎日」の3.3%と「週に1~2回程度」の10.9%と比較すると日常的に開催されているわけではないことが分かる

(図1-2)。また、開催日・時間について平日であれば夜が55.8%、土日祝日であれば昼が39.1%で最も多い。関与するスタッフは6~10人と回答した団体が最も多く、1回あたり人数は平均で9人となっている。スタッフは足りているとするところは56.6%あるものの、常に不足しているところは13.9%、足りない回があるところは28.1%となっており、スタッフの確保が課題の一つといえよう。参加費について、子どもは52.6%が無料であるのに対し、大人については69.3%が有料となっている(図1-3)。なお、参加費をとる場合、子どもについては100円以下が、大人については300円以下に設定しているところが最も多い。

子供食堂を実施する主な活動目的として意識していることとして、「多様な子供たちの地域での居場所づくり」が「とても意識している」「どちらかといえば意識している」の合計の割合として最も高く、93.4%に及ぶ。次いで、「子育てに住民が関わる地域づくり」の90.6%、「生活困窮家庭の子供の地域での居場所づくり」の86.5%となっており、「生活困窮家庭の子供への食事支援」は84.3%であった。このことから、食事支援以上に、子どもの居場所づくりを活動目的とするものが多いことが分かる(図1-4)。こうした活動目的からすれば、子供食堂の参加対象者を「子どもを含めて誰でも」とするものが58.4%は納得のいくことである(図1-5)。しかし、子供食堂を運営するにあたり感じている課題で、「参加者が十分に集まらない」(7.7%)わけではないが、「来てほしい家庭の子供や親に来てもらうことが難しい」とするものが42.3%もあり、ターゲットとする支援対象者と参加者に乖離があることも事実である。また、運営費の確保(29.6%)やスタッフの負担(29.2%)も大きな問題であるといえよう。さらに、「住民からの協力が得られない」(3.6%)とするものに対し、「学校・教育委員会」や「行政」からの協力が得られないとするものはそれぞれ17.2%、12.8%と高い数値であり、教育機関や公的機関との連携が課題となっているところも多いといえる(図1-6)。

図 1-1: 運営形態 (独立した法人等)

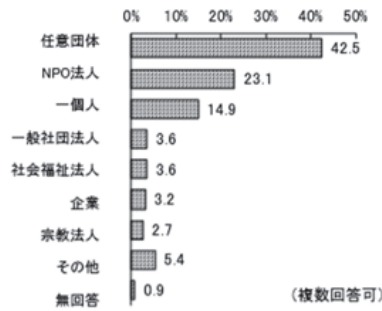


図 1-5: 子ども食堂の参加対象者

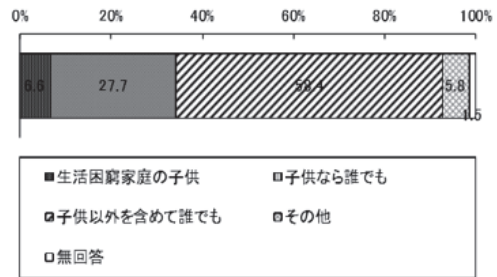


図 1-2: 子ども食堂の開催頻度

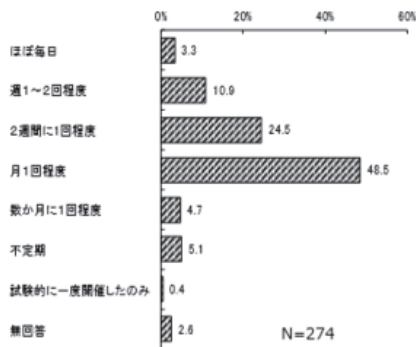


図 1-6: 運営にあたり感じている課題

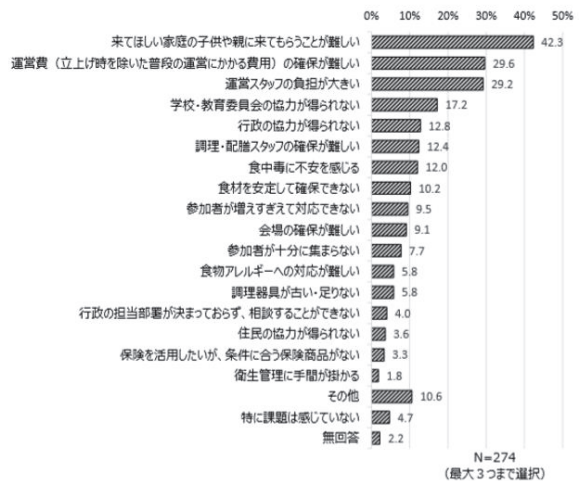


図 1-3: 子ども食堂の参加費

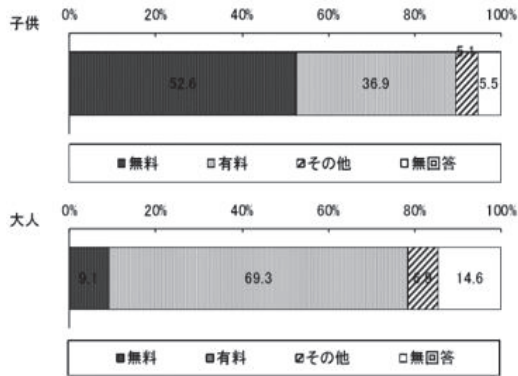
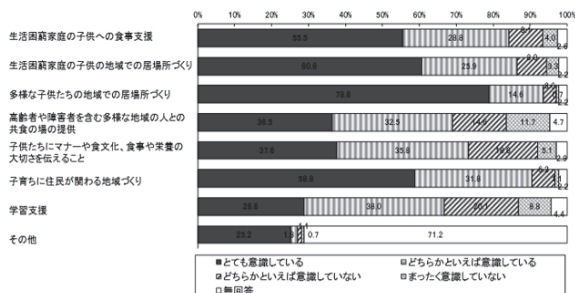


図 1-4: 主な活動目的として意識していること



以上の結果から、子ども食堂は食事支援よりも地域での子どもの居場所づくり・地域の交流を目的とする傾向があるといえる。ただ、公的な機関ではなく、任意団体や個人が実施していることもあり、月に1~2回程度の開催にとどまり、子どもの日常的な居場所にはなっていないものと考えられる。

2. 愛知県・岐阜県の子ども食堂—学生によるアンケートと分析

こうした子ども食堂の実態を前提として、愛知県・岐阜県の状況についてアンケートを実施することにした。以下、アンケート結果とその分析について取り上げる。なお、貧困状況などの基礎データについては新たなものに修正をした。

(1)愛知県・岐阜県の子どもの貧困状況

まず、愛知県と岐阜県の子どもの貧困はどういった状況かを確認する。愛知県と岐阜県がそれぞれ実施した「子ども調査」⁹⁾によれば、愛知県については、国民生活基礎調査の貧困線 (122 万円) による

と相対的貧困率は 5.9%、愛知県独自の貧困線（137.5 万円）によると相対的貧困率は 9.0%となる。また、岐阜県については、国民生活基礎調査と岐阜県独自の貧困線（122 万円）が同額であり、相対的貧困率は 7.2%である。上述のように 2016 年の全国の子どもの貧困率が 13.9%であることからすれば、ともに貧困率は低い地域であるといえる¹⁰。

次に、子ども食堂が孤食を防ぐことも目的の一つと況を確認することにし、その際、貧困率の高い沖縄県と大阪府のデータと比較する¹¹。対象は小学校 5 年生と中学校 2 年生とし、貧困層は貧困線（122 万円）以下の世帯を指すものとする（表 2-1、2-2）。

表 2-1：学校のある日の朝ごはん

| | 愛知県 | 岐阜県 | 大阪府 | 沖縄県 |
|---------|-------|-------|-------|-------|
| 全体 小学生 | 17.7% | 14.4% | 14.0% | 16.7% |
| 貧困層 小学生 | 19.3% | 25.0% | 17.0% | 18.9% |
| 全体 中学生 | 42.5% | 32.6% | 29.0% | 31.2% |
| 貧困層 中学生 | 40.7% | 38.9% | 33.0% | 35.2% |

表 2-2：学校のある日の夕ごはん

| | 愛知県 | 岐阜県 | 大阪府 | 沖縄県 |
|---------|------|------|-------|-------|
| 全体 小学生 | 2.4% | 2.6% | 4.0% | 3.9% |
| 貧困層 小学生 | 3.9% | 6.3% | 5.0% | 3.5% |
| 全体 中学生 | 6.2% | 9.7% | 14.0% | 14.6% |
| 貧困層 中学生 | 8.5% | 9.3% | 16.0% | 16.2% |

これらの調査から、貧困層の子どもの孤食率は平均的に高くなる傾向にあるという。学校のある日の朝食について、小学生では岐阜県の貧困層の孤食率がやや高いが、その他については大きな差異はみられない。中学生では愛知県の全体・貧困層ともに孤食率が高くなっている。また、学校のある日の夕食について、小学生では岐阜県の貧困層の孤食率が少し高いものの、大きな差異はみられない。中学生では他の二府県に比べて愛知県も岐阜県も孤食率が低いことが分かる。

(2)愛知県・岐阜県の子ども食堂への支援状況

全国的な子ども食堂の広がりとは並行して、愛知県・岐阜県でも急速に子ども食堂の開設が進んでいる。ただ、両県の貧困率が高くないこともあってか、上述したように、現在のところ、全国平均に比してその数は多いわけではない。

愛知県の子ども食堂は 2015 年に長久手市で最初に開設され、その後の展開を受けて、2017 年に行政と地域の連携を進めるために「あいち子ども食堂

ネットワーク」が結成された。2018 年 2 月には子どもの貧困対策などを柱にした「子どもが輝く未来へのロードマップ」（2019 年 2 月改訂）を作成し、この中で子ども食堂の設置拡大（2022 年に 200 か所設置）を重点事業の一つに掲げている¹²。2018 年度に子ども食堂開発支援事業に約 620 万円の予算がつけられた。さらに、2019 年度から「子どもが輝く未来基金」を活用した「子ども食堂推進事業費補助金」による助成が行われている。

岐阜県でも 2017 年に「こども食堂ぎふネットワーク」（ホームページでは 2017 年 3 月から活動開始）が結成され、子ども食堂の連携が図られている。また、子どもの少子化対策の一つとして貧困対策を掲げ、2017 年度から県が子ども食堂の開設・運営を実施又は支援をする市町村に対して「子ども食堂運営支援事業費補助金」の助成を行っている¹³。

こうした自治体からの支援が、愛知県・岐阜県の子ども食堂にもたらす影響・効果については別途検討することにした。

(3)愛知県・岐阜県の子ども食堂へのアンケートとその分析

これらの情報を基に、愛知県・岐阜県の子ども食堂の実態を探るため、自治体等が把握している子ども食堂にアンケート調査を行った。全 40 か所にメールでアンケートを送付し、28 か所（愛知県 26 か所・岐阜県 2 か所）から回答を得ることができた（アンケートの回答項目については資料 1 参照）。

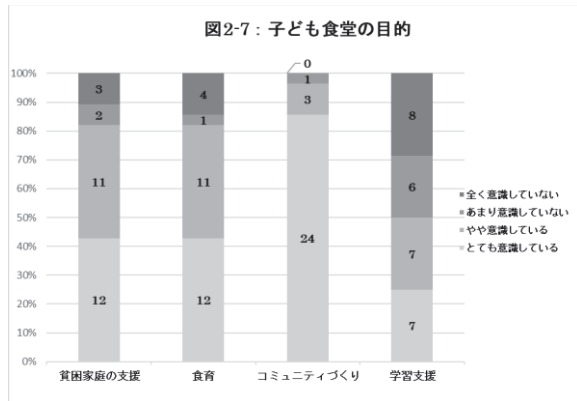
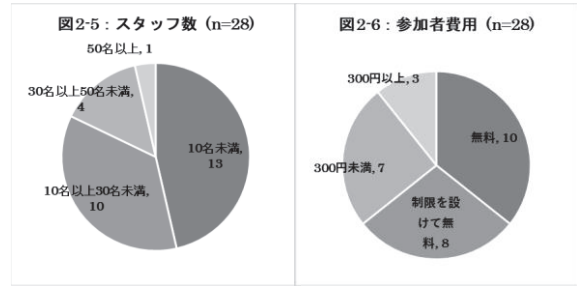
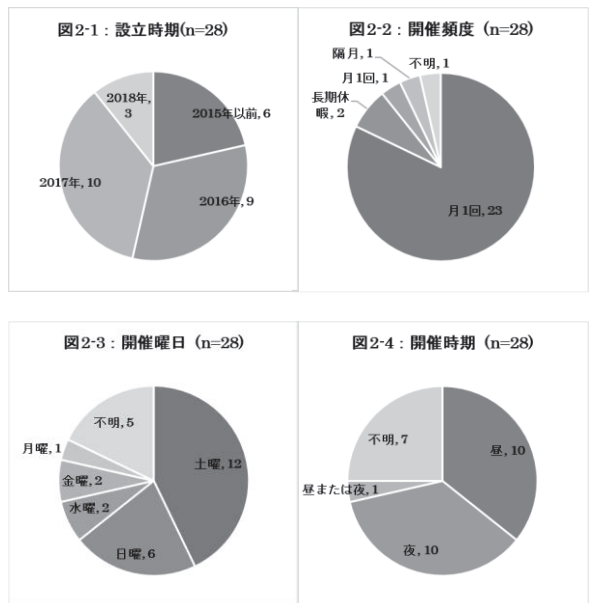
さて、アンケートの主な回答結果は以下の通りである（図 2-1 から 2-7）。ほとんどの回答（28 団体のうち 26 団体）が愛知県の団体であったことから、主に、愛知県の傾向として調査結果を分析する。

子ども食堂の設立時期については 2015 年以前というところもあるが、2017 年に子ども食堂ネットワークが組織されたことを受けたためか、新たな子ども食堂が増えている。なお、2018 年度から県が支援事業を開始したこともあり、今後さらに増えることが予想される。子ども食堂の開業日時については、上述の農林水産省による調査に比べ、月 1 回程度開催している食堂の割合が高い。しかし、1 つの団体が複数の会場で行っている場合があるため、近接した地域で見ると、月に複数回開催している事例が見受けられる。また、休日の開催が比較的多く、

10時から15時までといった長時間開業している食堂も見られた。愛知県における平日夜の孤食リスクの低さと関連付けて考えると、地域の実情に沿った食堂運営がされているものと評価できる。スタッフについては10名未満や10名から30名未満のところが多く、その規模にもよるが全国平均よりも多数のメンバーが関わっている。参加費用も無料・制限を設けて無料としているところが多い。

子ども食堂の活動目的については、貧困家庭の支援・食育の推進を「とても意識している」「やや意識している」とした団体は80%以上あったが、それ以上に地域のコミュニティづくりを「とても意識している」とした団体は85%を超えており、これが主たる目的となっているといえる。

最後に、自由記述の回答について触れておくことにする。子ども食堂の取組みでよかったと感じたことについては、子どもだけでなく地域の人々の居場所として機能していること、子ども食堂に関わるスタッフ・ボランティアの繋がりが構築できたこと、子ども同士の繋がり・学習支援（高校生による宿題指導）など相互の交流が行えたことなどが挙げられていた。このように、子ども食堂を媒介にして、それに関わる子ども・大人・地域コミュニティの交流の場であることに意義を見出している。また、現時点での課題として、最も多かったのが予算や資金繰りに対する不安であった。このほか、スタッフの確保といった人手不足の問題や開催場所・会場の規模の問題など運営に関わるものが挙げられていた。



資料1:【子ども食堂実施団体へのアンケート項目】

基本情報について。

- 1) 団体名: 自由記述。
- 2) 開催場所の住所: 自由記述。
- 3) 開催曜日・時間帯: 自由記述。
- 4) 設立年: 「2015年以前」、「2016年」、「2017年」、「2018年」から選択。

団体の規模について。

- 1) スタッフの人数: 「50名以上」、「30名以上50名未満」、「10名以上30名未満」、「10名未満」から選択。
- 2) 参加者の人数: 自由記述。
- 3) 予算規模: 自由記述。
- 4) 資金や材料の調達方法: 「スタッフの持ち寄り」、「寄付」、「補助金」、「その他」から選択。
- 5) 助成制度の利用: 「利用している」、「利用していない」から選択。
- 6) 保健所への許可・届け出: 「営業許可を得ている」、「届け出を行っている」、「相談したが許可/届出が不要とされた」、「相談していない」から選択。
- 7) 参加費: 「300円以上」、「300円未満」、「制限を設けて無料」、「無料」から選択。

開設・実施の目的について。

以下の1から4の設問は「全く意識していない」から「とても意識している」を4段階で回答。

- 1) 生活困窮家庭の子どもへの食事支援。
- 2) 食育を進めるため。
- 3) 地域のコミュニティづくりの一環として。
- 4) 学習支援からの発展。
- 5) その他: 自由記述。

【子ども食堂】を開設・実施してよかったこと: 自由記述。

【子ども食堂】の実施で困ったことや課題: 自由記述。

以上の結果から、愛知県のように平日の夜の孤食リスクが低い地域であることから、そのニーズに応じて、休日に開催される子ども食堂が多い。ただし、月1回程度にとどまっている。また、子どもの貧困対策や食育の推進も活動目的とするが、全国平均に比べて、地域交流の場（子どもの居場所）づくりを第一義的目的に掲げる食堂が多い傾向にある。

3. 子ども食堂の機能について

(1) 子ども食堂の機能とその類型化

上述のアンケート等の結果から、市民・民間による活動である子ども食堂は、その財政上の脆弱さや人員確保の困難さもあって、恒常的に開催されるものというよりは、月に1回程度とイベント的に実施されている状況にあるといえる。また、その運営目的も貧困家庭の子どもの食事支援だけでなく、学習支援や相談活動など多様であるが、多くは子どもの居場所、地域交流の場づくりを志向するものである。この特徴は愛知県・岐阜県の場合にはさらに顕著である。

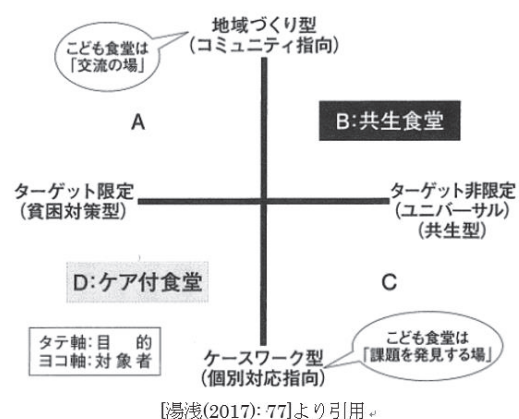
こうした実態から、例えば、吉田は子ども食堂の機能として、子どもに対する食事の提供（「食を通じた支援」機能）、参加する子ども一人ひとりが思い思いにありのままの姿で過ごすことで自らの居場所を感じられること（「居場所」機能）、子ども食堂に参加する一人ひとりの子どもが参加の機会を通して、食事や他者との交流を図ること（「情緒的交流」機能）の三つがあるとする。そして、子どもが子ども食堂に直接参加することで「子どもが主体となる空間」（居場所）が作られ、そこに「子どもの居場所を支える支援者」が関与することで地域社会や地域住民と子どもとの繋がり・交流が生まれるとする[吉田(2016): 364-365]。確かに、この説明は食の提供を通じた居場所の提供とそこに参加する人々との交流を介して地域とつながるという、子どもの立場からみた子ども食堂の機能を的確に表すものといえよう。ただ、子ども食堂は子どもだけでなく、そこに参加する支援者(ボランティア)同士の繋がりをも生み出す場として機能していることも事実である。

ところで、子どもの居場所・地域交流の場づくりを目的とする子ども食堂であっても、多くの場合、その運営者の意識に「子どもの貧困問題」があるこ

とは間違いなく[湯浅(2019): 16]、まさにこの点が、子ども食堂を従来の地域活動との大きな違いといえる[湯澤(2015): 44]。このことはターゲットとする支援対象者へのアプローチの難しさを課題と考えている団体が多いことから明らかであろう。

そこで、湯浅は、子ども食堂をその目的—「ケア・ケースワーク（貧困家庭の子どもの課題発見・対応）」／「地域づくり（交流の場）」—と対象者—限定／非限定—によって4つの理念型に類型化できるとする(図3)。その上で、大多数の子ども食堂は多くの人たちが交わる地域交流の場である「共生食堂」と子どもの貧困対策を行う「ケア付き食堂」に属するのではないかとする[湯浅(2017): 76-78]。ただし、現実の子ども食堂は双方の機能を併せ持っており、重点の置き方が異なるだけであるとしつつも、一つの団体が双方の機能を完全に両立することは、例えば、運営方法において前者がオープン（対象を限定しない）、後者がクローズド（対象を限定する）という違いがあることから難しいとする[湯浅(2017): 82-83]。しかし、この類型化に対して、そもそも目的それ自体に対象者が含意されていることから、共生食堂とケア付き食堂への二極化は当然であり、「対象・目的」の「限定／非限定」というベクトルで整理する方が適切との批判は妥当であると思われる[竹中(2018): 57]。

図3：子ども食堂の類型



ところで、子どもの貧困対策を志向する子ども食堂について、よく言及されるのは参加者に対するラベリング・レッテルに対する危惧¹⁴から、ターゲットとなる支援対象者が参加しないというジレンマである[竹中(2016): 58]。そのため、対象を限定せず、地域交流の場として誰でも来れる子ども食堂を目

指している場合が多いとされる¹⁵。また、そもそも子ども食堂は民間の取り組みであって、公的な機関のように現金給付といった対応が取れない以上、経済的な貧困の解決策とはなりえないとの意見もある[湯浅(2019): 22]。

では、子ども食堂は貧困や困難を抱えている子どもに対する支援策としては機能しえないのであろうか。子どもが抱える貧困や困難は固定化されたものではなく、流動的であり、良い方向にも悪い方向にも変化するものである。子どもの貧困という観点から考えれば、子どもたちがより厳しい状況に陥ることがないように子ども食堂に関わることができるのが望ましい。その際に、子ども食堂自らがケア・ケースワークを行うことは必ずしも必要なく、公的な機関を含めた他の機関に繋がればよいのではないだろうか[湯浅(2019): 20-21、柏木(2017): 59]。そうであれば、子ども食堂は子どもを他者や地域と結びつける交流の場として、貧困や困難を抱えている子どもを把握する機関でよい。現在、多くの子ども食堂が目指している地域交流の場であっても、子どもの貧困への意識を持っていれば、その支援機能を果たしうるといえるのである。

そのためにも、子ども食堂は子どもたち自身がアクセスしやすい場所に、例えば、NPO 法人・むすびえが提案するように、各小学校の校区に一つ以上あるのが望ましい。ただ、子ども食堂が資金確保や開催場所が課題であると挙げていたことから、子どもの貧困対策法のみならず、他の関連法（公民館等の社会教育施設の利用に係る社会教育法など）に基づいた行政の支援がなされるべきであろう。

(2)子どもの権利の視点からの検討

最後に、子ども食堂について子どもの権利という視点から考えることにするが、その前に子どもが貧困状態にあるということを再度考えてみることにする。子どもの権利の特殊性にも関わることであるが、子どもは、他者（第一次的には親・保護者）や社会に依存しなければ生存できない、つまり、関係性の中で成長する存在である。子どもが貧困状態にあるということは、子ども本人のみが貧困であるというわけではなく、その子どもが生活する家庭の経済状況が一定の水準に満たないということである[吉田(2016): 357]。そうした状況にある子どもは、

経済的だけでなく、親・保護者や周囲との関係性が希薄であるという「関係性の貧困」、つまり孤立状態にあり[日本財団(2016): 202-203]、その結果、社会的排除に晒されているのである。子どもの貧困対策は子どもを取り巻く関係性を改善し、社会的に包摂していくことであり、子どもの居場所・地域交流の場としての子ども食堂はこうした役割をも果たしていると考えられる[田村(2016): 33]。

ところで、「子どもの権利」が取り上げられるのは、それが成人とは異なる特殊性を有しているためである。その特殊性は上述した子どもが関係性の中で成長する存在であるということに関わる。もし、子どもが成人と同じ権利しか持たないのであれば、特別な議論をする必要はない。まず、日本国憲法によれば、子どもも大人と同様に個人として尊重され、基本的人権を保障されることになる。さらに、個人として尊重されることから、子どもは成熟した主体となるために、「自由かつ独立の人格として成長する」権利を保障され、他者・社会との間で健全な関係性を維持することを求めることも導かれる（日本国憲法 13 条）。このことは、日本が 1994 年に批准した「児童の権利条約」（子どもの権利条約）の内容からも明らかである¹⁶。この条約では子どもに生命に対する固有の権利、すなわち、心身ともに健全に成長する権利（成長発達権）が認められる（6 条）。その権利保障のために、まず、親・法定保護者が第一次の養育責任を負い、国は親等の養育責任の遂行に対して援助すること、子どもの養護のための施設・設備などを提供することを確保するよう求められる（18 条）。さらに、子ども自身がどういった関係性を作りたいのかを主体的に表明できるように、子どもの意見表明権が認められる（12 条）。その上で、こうした権利は、子どもの最善の利益を考慮して保障しなければならないとされるのである（3 条）。

子どもの権利から考えると、子どもの貧困とは親などが第一次の養育責任を果たすことが難しい状況であるということである。また、貧困によってもたらされる社会的排除は子どもの成長発達権やその意見表明権の行使を妨げることになる。こうした貧困状況に陥らないように支援する子ども食堂は、本来、国が確保すべき援助や施設等の提供を代替する民間の活動とも位置付けることができる。したがって、国を中心とする行政が子ども食堂を支援すべ

きことは、子どもの権利からも裏付けられるということである。また、子どもの成長発達権・意見表明権からすれば、子ども食堂は、大人からの押し付けではなく、子ども自身が参加するか否かを選択できなければならない、子どもが何を望むのかという「声」を擲り上げる場であることが求められるということである。現在の子ども食堂がこうした子どもの権利を保障することができているか否かについては、さらなる調査・検討を行う必要がある。

おわりに

アンケートを実施した学生たちは、現在、子ども食堂という取組みについてどう考えているのだろうか。それぞれのコメントを見ることにしよう。

遠藤さんは、「貧困の子どもは親が家にいない事が多く、悩みを打ち明けやすい居場所が必要だと思う。地域にある居場所が、少しでも子どもが悩みを言いやすい環境であることを願っている。食事の支援も大事だが、心の支援も大事である」とし、子どもの居場所としての機能の拡充を望んでいる。西角さんは、「ファミマ食堂¹⁷の展開について、これまで、子ども食堂の支援は行政によるものがほとんどだったが、民間が参画して大規模に展開していく様子が、過去にない例で（子ども食堂の）風が吹いていると感じる。民間が参画してくることによって、営利目的だなどの批判もあるが、引き続き注視していきたい。いずれにしても、市民の関心が高まってきていると感じる」とし、子ども食堂の財政支援での新たな展開に期待をかけている。これに対し、鳥村さんは、「岐阜県では子ども調査が初めて実施されたが、分析されたものをどう活用し、支援につなげていくかが大切だと思う。また、継続的な調査・支援を続け、効果の大きい事業を市民と一緒に作ってほしい」と述べ、岐阜県についてはあるが、子ども食堂に止まらない子どもへの支援の在り方を探るべきだとする。これらの回答は子ども食堂についての期待と限界を現れであると思われる。

上述のように、子ども食堂は貧困対策のみに関わるものというよりも、地域交流の場という機能を持つものである。これらの機能を維持・展開していくためには、行政による財政支援や運営支援といった子ども食堂に必要なプラットフォーム整備も大きな意味を持つ。ただ、子ども食堂が公的な・行政の

取組みとしてではなく、市民・民間から生まれた活動であることからすれば、その自発性と多様性は尊重されねばならない[湯浅(2019): 22]。こうした中、確固たる財政基盤のある民間企業による参入も歓迎すべきことではないだろうか。

また、子ども食堂が子どもの貧困対策や地域交流の場として重要な役割を果たすとしても、万能薬というわけではない。そのためにも、それぞれの子ども食堂がどういった課題に取り組もうとしているのかを自覚することが大切である。課題によって子ども食堂以外の支援方法が子どもたちにとってより適切であると考えられる。また、子どもたちに対する広範な支援を行うのであれば、自らが不得手とする分野について他の機関との協働を進めることも必要となる[湯浅(2019): 24-25]。特に、子どもにとって「社会の大きな部分は学校であり」、学校は「ただ単に勉強を学ぶ場所」ではなく、「社会性を育み、友だちを得、自己を確立していく」居場所であることからすれば[阿部(2014): 202]、日常的な居場所とまではいえない子ども食堂が学校と協働することの重要であろう。具体的な協働の在り方については様々考えられるが[農林水産省『報告書』: 14-16]、本研究ノートの目的を超えるものであり、機会を改めて検討することにしたい。

いずれにせよ、子どもの成長発達権を社会が保障する一つの取組みとして、子ども食堂に期待される役割は決して小さいものではない。

【謝辞: 学生によるアンケートに快くご回答いただきました愛知県・岐阜県の「子ども食堂」関係者の皆様には心より感謝申し上げます。】

《参考文献》

- ・阿部彩(2008)『子どもの貧困—日本の不公平を考える』岩波新書
- ・同(2014)『子どもの貧困Ⅱ—解決策を考える』岩波新書
- ・柏木智子(2017)『『子ども食堂』を通じて醸成されるつながりの意義と今後の課題—困難を抱える子どもの参加と促進条件に焦点をあてて—』『立命館産業社会論集』53巻3号、43-63頁
- ・竹中祐二(2018)『『子ども食堂』の社会的意義をめぐる理論的検討』『北陸学院大学・北陸学院大学短期大学部研究紀要』11号、51-62頁

・田村光子(2016)「子どもの居場所の機能の検討」『植草学園短期大学研究紀要』17号、31-42頁

・中嶋哲彦(2018)「貧困問題は解決に向かっているのか—子どもの貧困率一三・九%の背後にあるもの」平松知子他『誰も置き去りにしない社会—貧困・格差の現場から—』新日本出版社、205-221頁

・日本財団子どもの貧困対策チーム(2016)『徹底調査 子供の貧困が日本を減らす：社会的損失 40兆円の衝撃』文春新書

・湯浅誠(2017)『「なんとかする」子どもの貧困』角川新書

・同(2019)「こども食堂の過去・現在・未来」『地域福祉研究』47号、15-27頁

・湯澤直美(2015)「政策資料解説：子どもの貧困をめぐる政策動向」『家族社会学研究』27巻1号、69-77頁

・吉田祐一郎(2016)「子ども食堂活動の意味と構成要素の検討に向けた一考察」『四天王寺大学紀要』62号、355-368頁

1 参考文献に挙げた、阿部(2008)、同(2014)、日本財団(2016)、湯浅(2017)のほか、山野良一『子どもに貧困を押しつける国・日本』(光文社新書、2014年)、下野新聞子どもの希望取材班『貧困の中の子ども：希望って何ですか』(ポプラ新書、2015年)、保坂渉・池谷孝司『子どもの貧困連鎖』(新潮社、2015年)など。

2 アンケートの調査結果及びそれに基づく報告書『子供食堂と地域が連携して進める食育活動事例集～地域との連携で食育の環が広がっています～』(農林水産省『報告書』)については、農林水産省ホームページ「子供食堂と連携した地域における食育の推進」に掲載 (<http://www.maff.go.jp/j/syokuiku/kodomosyokudo.htm>) (以下、インターネットは2019.8.25にアクセス)。

3 例えば、2008年には、阿部(2008)、山野良一『子どもの最貧国・日本—学力・心身・社会におよぶ諸影響』(光文社新書、2008年)、2009年9月には、子どもの貧困白書編集委員会編『子どもの貧困白書』(明石書店、2009年)などが刊行されている。

4 相対的貧困率とは、等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割り調整した所得)の中央値の半分に満たない世帯員の割合であり、また、子どもの貧困率とは17歳以下の子ども全体に占める、中央値の半分に満たない17歳以下の子どもの割合としている。厚生労働省「相対的貧困率の公表について」(2009年10月20日)より。

5 「こども食堂」という呼び名自身は過去にもあり、「課題を抱える子どもたちが世の中にいるとき、食事を提供する大人が現れることはおそらく時代や場所を問わない普遍的な営みであり、『こども食堂』の看板を掲げていなくても同様の試みは2012年以前から全国各地に存在した」とする。湯浅(2019): 26

6 朝日新聞『「こども食堂」全国に300カ所 開設急増、半数が無料』2016年7月1日朝刊

7 NPO 法人全国こども食堂支援センター・むすびえ「プレスリリース (2019年6月26日)」(<https://musubie.org/news/993/>)より。

8 図1-1から1-6については、注2に挙げた農林水産省『報告書』及びアンケート結果から抜粋した。

9 愛知県子どもの貧困対策検討会議「愛知県子ども調査集計結果(平成29年3月21日)」(同『愛知県子ども調査報告書』(2018年3月)所収)2-3頁、岐阜県『「子ども調査」報告書』(2019年3月)2頁。

10 厚生労働省とは異なる(「就業構造基本調査」を用いて各地域の就労実態の相違を考慮して貧困率を算出す

る) 計算方法を用いて、各都道府県の子どもの貧困率及びその変化率を検討したものと、戸村健作「資料紹介 都道府県別の貧困率、ワーキングプア率、子どもの貧困率、捕捉率の検討」『山形大学人文学部研究年報』13号(2016)45-46頁。この資料によれば、2012年の段階で、最も貧困率が高いのは沖縄(37.5%)、次いで大阪(21.8%)となっており、関西地方以西、北海道と東北地方の一部で貧困率が高くなっている。なお、この統計によっても、愛知県・岐阜県の子どもの貧困率は全国平均より低く、また変化率も全国平均を下回っている。

11 愛知子ども調査 87-94頁、岐阜子ども調査 134-141頁、阿部彩・埋橋孝文・矢野裕俊『「大阪子ども調査」結果の概要』(2014年2月)10-11頁、沖縄県子ども総合研究所「沖縄子ども調査 調査結果概要版」(2016年3月25日)14-17頁。

12 愛知県『子どもが輝く未来へのロードマップ～子どもの貧困対策の着実な推進のために～』(2019年2月改訂) (https://www.pref.aichi.jp/uploaded/life/226863_690255_misc.pdf) を参照。

13 各年度の『岐阜県少子化対策総合プログラム』(https://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/kekkon/shoshikataisaku/11236/index_19636.html) を参照。

14 子ども食堂と貧困を結び付ける否定的イメージが存在していることについて、例えば、岐阜県の子どもの調査で(小学校1年生、5年生、中学校2年生)の保護者に対する「子ども食堂」に関するアンケートでも明らかになった。保護者の半数以上が子ども食堂を必要ではないとし、その理由として「家で食事ができるから」が大半であったが、「貧しいと思われたくないから」(小1: 2.3%、小5: 2.2%、中2: 3.3%)という意見も存在した。岐阜県『「子ども調査」報告書』109-110頁参照。

15 ただし、この場合であっても、実際のところ学校や友人関係で困難を抱えている子どもは訪れないというジレンマを抱えているともいわれる[柏木(2017): 59]。

16 子どもの権利条約については、喜多明人他編(2009)『[逐条解説]子どもの権利条約』日本評論社を参照。

17 ファミリーマート『「ファミマこども食堂」を全国で展開：店舗を活用し、近隣のこどもや保護者を対象に食事を楽しむ取組みで、参加料は子ども(小学生以下)100円、保護者(中学生以上)400円となっている』(https://www.family.co.jp/company/news_releases/2019/20190201_99.html)。このことから、直接的な営利を目的とするものではないと考えられる。